

質問回答

NO.	質問	回答
1	【仕様書 3（1）（ウ）、3（2）（イ）】 仕様書 3（1）（ウ）のコンサルティング実証費用（総額5,000 万円（税込））及び3（2）（イ）の技術実証事業の実施費用（総額100,000 千円（税込））に関しまして、これらの費用は、入札書に記載する入札価格（契約金額）に含めるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりでございます。
2	【仕様書 3. 柱書、3（2）（イ）】 仕様書 3. 柱書に「請負者は、実証事業を円滑に実施するために、必要に応じて実施団体等と事前に契約又はそれに準ずる手続を行う」とございます。請負者と実施団体との間で締結する契約の形式（業務委託契約、補助・助成に準ずる契約等）並びに費用の支払方法、精算方法及び証憑要件について、想定されるものをご教示ください。	請負者と実施団体との間で締結する契約については、当事者間の合意によって成立するものであり、当事者ではない環境省では契約の形式（業務委託契約、補助・助成に準ずる契約等）並びに費用の支払方法、精算方法及び証憑要件は指定しておりません。 なお、環境省と請負者との請負契約の一部業務となりますので、契約形式、費用の清算についてわかる根拠書類は提出できるようにしてください。
3	【別添 4 提案書作成様式】 別添 4 の「2. 1 仕様書 3 (1)の業務内容」から「2. 4 仕様書 3 (4)の業務内容」までの各項目は「A 4 版 1 枚以内とする。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。」とされております。例えば「2. 1 仕様書 3 (1)の業務内容」について、「対象地方公共団体の選定及び専門家のアサイン設計」「コンサルティング実証の実施プロセス」「効果検証と今後の方向性の提案」の 3 つの事項に分けて提案する場合、それぞれ A 4 版 1 枚以内（合計 3 枚）としてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ございません。3 つの事項にわける場合は、それぞれ A 4 版 1 枚以内として記載ください。
4	【別添 4 提案書作成様式】 提案書に添付する実績を証明する書類（契約書の写し、注文・請書の写し等）、環境マネジメントシステム認証に係る証明書の写し及びワーク・ライフ・バランス等に係る認定通知書の写しは、別添 4 に定める各項目の頁数制限の対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。環境マネジメントシステム認証に係る証明書の写し及びワーク・ライフ・バランス等に係る認定通知書の写しは、別添 4 に定める各項目の頁数制限の対象外となります。
5	【仕様書 3 (1)(ア)①、3 (2)(ア)】 仕様書 3 (1)(ア)①の地方公共団体の募集、及び 3 (2)(ア)の技術実証事業の実施団体の公募は環境省が行うとされております。それぞれの公募の開始及び終了の想定時期、並びに応募書類が請負者へ共有される想定時期をご教示ください。	仕様書「3（1）（ア）①」及び「3（2）（ア）」の募集時期は 9 月上旬～10 月上旬を予定しています。 請負者への情報共有は、契約後、準備が整い次第速やかに行う予定です。
6	【仕様書 3 (4)(ア)】 仕様書 3 (4)の意見交換会について、開催時期の目安をご教示ください。3 (1)及び 3 (2)での効果検証をとりまとめたものを発表内容とすることから、年度末に近い時期を想定してよろしいでしょうか。また、会場借上料及び機材借上料は請負者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 仕様書「3（4）」の意見交換会については年度末の開催を予定しており、会場借上料及び機材借上料は請負者が負担するものとなります。
7	（別添 2）仕様書： 3. 業務の内容（2）市街地等クマ対策に係る技術導入実証事業（ア）技術実証事業の選定業務について ・「技術実証事業の対象は、ドローン、監視カメラ、センサー、ロボット、アプリ等の AX/DX 等の技術を活用した市街地等クマ対策を実証する事業を想定する」との記載がありますが、必ずしもこれらすべての技術が実証対象になるわけではなく、事業の実現性や有効性等に鑑み、採用されない技術が生じる可能性もあると考えて差し支えないでしょうか。	ご認識のとおりです。

8	（別添2）仕様書： 3. 業務の内容 （2）市街地等クマ対策に係る技術導入実証事業 （イ）技術実証事業の実施費用の負担 ・「技術実証事業は10 件程度を想定し、その実施費用は、総額100,000千円（税込）以下」とありますが、1件当たりの実証費用の上限は定められておりますでしょうか。 ・この技術実証事業の費用負担にあたっては、本業務の請負者が実証事業の採択者と直接請負契約（委託契約ではない）を締結することになるでしょうか。	御質問ごとに回答いたします。 ・1 件あたりの実証費用の目安については、技術実証事業の公募の際にお示しする予定です。 ・ご認識のとおり、本業務の請負者が実証事業の採択者と契約することを想定しておりますが、契約について、当事者ではない環境省では契約の形式（業務委託契約、補助・助成に準ずる契約等）並びに費用の支払方法、精算方法及び証憑要件は指定しておりません。
9	（別添3）提案書作成・審査要領： Ⅰ 提案書作成要領 1. 提案書の構成及び作成方法 について ・4 業務の実施体制及び5 組織の実績において、「類似業務（コンサルティング業務、…）」との記載がありますが、建設コンサルタント業務全般も類似業務に含まれると考えてよろしいでしょうか。	過去に担当された建設コンサルタント業務の内容が、本事業と類似している場合は類似業務とさせていただきたいと考えております。